

教員資格認定試験合格による教育職員免許状申請書記入方法

1 教育職員免許状授与等（検定）願

- ・手数料として、免許状1部につき3,300円分の山梨県収入証紙を貼付してください（山梨県収入証紙は、山梨中央銀行本店・支店で購入可能です。）。
- ・本籍地は、都道府県のみ記入してください（2、4も同様）。
- ・氏名は、戸籍上の氏名の字体と一致させてください。
- ・免許状の種類は、教育職員免許法に定める名称及び中学校・特別支援学校自立活動の免許種を申請する場合は教科又は領域を記入してください（※1）。

2 履歴書（各欄に書き切れない場合は2枚目を用意し、記入してください。）

- ・学歴は、小学校の入学時から記入し、中学校、高等学校、大学等、順次記入してください。なお、単位の修得のみを目的として在学した大学の通信教育部についても記入してください。
- ・資格欄には取得した教員免許状及び申請にあたり取得していることが必要な免許状（保健師免許状、栄養士免許状等）を記入してください。
- ・職歴は、申請時点までの勤務について記入してください。また、学校以外の勤務についても記入してください。

3 宣誓書

- ・3号は、禁錮以上の刑に処せられた者。
- ・4号は、免許状が失効し、当該失効の日から3年を経過しない者。
- ・5号は、免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者。
- ・6号は、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者。

※現職教員は、提出省略可。

※4号及び5号での「3年を経過」とは懲戒免職等により免許状を失効または取上げをされた人のことを指します。

4 身体に関する証明書

- ・病院等で証明してもらってください。
- ・半年以内に発行されたものに限りです。
- ・職場等で健康診断を受診し、当該様式に定められたものと同様以上の内容の場合は当様式に代えることができます。

5 添付書類（①～③については、半年以内の日付のものに限ります。）

① 戸籍抄本

※現職教員は、提出省略できます。ただし、以下の添付書類に記載されている姓名及び本籍地が現在と異なる場合は、提出してください。

② 教員資格認定試験の合格証明書の原本又は合格証書の写し

③ 普通免許状又は特別免許状を取得している時は、その写し若しくは授与証明書の原本。

6 返信用封筒

角形2号のものに郵便番号、住所、氏名（～様）を記入し、120円切手を貼付してください（3種類以上免許状を申請する場合は、140円切手を貼付してください。）。

7 書類の提出・申請受付時期について

○提出先

〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1
山梨県教育庁義務教育課 免許助成担当

申請書類は本人の持参又は郵送により提出してください。
原則として山梨県に住んでいる方のみ、申請を受け付けます。特段の事情がある場合、事前に相談してください（問い合わせ先：055-223-1755）。
内容について確認する必要があるため、連絡のとれる電話番号を申請書の下部余白に、必ず記入してください。

○申請受付時期

受付時期は原則、4月～12月とします。
毎年1月～3月は、各大学の一括申請対応期間のため、受付は行っていませんが、新年度から山梨県内の各学校で正規教員や期間採用教員、講師として勤務することが決まっており、免許状を有する必要がある方については、免許助成担当に事前に相談した上で提出してください。

※1 教育職員免許法に定める免許状の名称

- ・幼稚園教諭2種免許状
 - ・小学校教諭2種免許状
 - ・特別支援学校自立活動教諭1種免許状
- ※特別支援学校自立活動教諭免許状を申請する場合は該当する領域についても記載してください。
- 自立活動（聴覚障害教育・肢体不自由教育・視覚障害教育・言語障害教育）